

いとだ

はじめこの ホームリーグ

関連記事4ページに掲載

目次

- p.02~04 まちのトピックス
- p.05 新型コロナウイルスワクチンに関するお知らせ
- p.06~07 施政方針
- p.08~09 令和4年度当初予算
- p.10~14 暮らしの情報館・防災vol.68 など
- p.15 空き家解体しませんか
- p.16 健康ひろば

- p.17 社協だより やすらぎ
- p.18 ひまわりの種vol.10・俳句・年金だより など
- p.19 協力隊コラム・文化財のはなし など
- p.20 糸田アラカルト
- p.21 図書館・町の人口・編集後記
- p.22 糸田町で暮らそう！

3月6日 先生2人から選ばれ入選
● 第21回全国俳句大会in北九州 ●

毎年、桃の節句に開催される第21回全国俳句大会in北九州は、俳句愛好家の応募が多い大会です。

今回の応募作品数は2,708句におよび、本町から月曜区会の杉本みどりさんが入選しました。杉本さんは「趣味で俳句を続けて25年。これまで俳句を続けてきて良かったです」と話しました。以下入選作品を紹介しします(敬称略)。

今井 肖子選・西村 和子選【入選】

「鉄塔の 尖り粉雪 よせつけず」 杉本 みどり



3月16日 急な雨の帰り道でも安心
● 小・中学校に「置き傘」寄贈 ●

糸田町青少年健全育成推進会議(以下、推進会議)は、小・中学校の両校長と代表児童生徒にそれぞれ100本ずつの置き傘を寄贈しました。

推進会議の久留米孝会長は「毎年夏はキャンプ、秋は青年の主張大会などの事業を展開していましたが、この数年コロナの影響で事業が制限されています。一生懸命頑張っている子どもたちに対し、何かできないかとの想いから学校用の置き傘を贈ることにしました」と話しました。



いつまでも書を楽しむ

西日本新聞書道之友展は、九州・山口各県の幼児から大人まで、会員と一般の書道愛好家を対象に毎年開催している公募展です。

糸田町実用書道教室Aから3人の受賞があり、作品は福岡市立美術館で展示されました。受賞した3人(敬称略)と代表コメントを紹介します。

● 西日本新聞書道之友展2022 ●

【一般部】 奨励賞/日高 孝
入 選/石井 亮子、松本 末勝



日高さんのコメント

80歳を過ぎてもしっかりと習字ができていますのは、周りの人のおかげです。今後もこの賞を励みに頑張ります。

3月27日 満開の桜！まちを歩こう
● 糸田町さくらウォーキング大会 ●



参加者83人で、糸田町さくらウォーキング大会が開催されました。スタートの合図とともに元気よく出発し、約4.5kmのコースを自分のペースで歩き、桜に春を感じながら心地よい汗をかきました。中元寺川河川敷の桜は満開で、歩きながら写真を撮る参加者の光景が見られました。

町民グラウンドでは子ども向けの「くじ引き」があり、またゴール地点の役場前では糸田町食生活改善推進会員手作りのカレーライスがふるまわれ、特産品の抽選会がおこなわれました。

参加者からは「桜がとてもきれい」「特産品の抽選会が楽しかった」などの感想で、普段歩く人もそうでない人も楽しい一日を過ごせました。

3月22日 まちに大きな貢献

町長室で、町政の振興発展に寄与した人を表彰する行政功勞表彰式と、住民の模範となる活動をした人を表彰する善行表彰式が同日におこなわれました。森下博輝町長から各表彰として2人に感謝状を渡しました。

以下、功勞者・善行者を紹介しします(敬称略)。

ひろふさ たつお
廣房 達生 (写真右)

【功勞事由】

消防団員であって、35年以上在団し、団長の階級にあつた人。

まつもと まもる
松本 守 (写真左)

【善行事由】

町内自主防犯パトロール実施者として、一般住民の模範となるような善行をした人。



● 行政功勞表彰式・善行表彰式 ●

3月31日・4月1日 先生たちとの「別れ」「新しい出会い」

3月末で学校を離れることになった先生と、4月1日に着任した先生をお知らせしします(敬称略)。

【小学校離任者】

石堂 昌彦(退職)、荒川 正史(福岡県教育センターへ)、田代 輝浩(退職)、廣津 和博(退職)、梶原 茂美(退職)、香月 京子(退職)、岡本美里(退職)、矢羽田 史(中元寺小へ)、永井 陽子(赤小)

【中学校離任者】

中野 純孝(添田中へ)、山下 久之(退職)、白石 千景(赤中へ)、谷川 明歩(大任中へ)

離任した先生たち(上・小学校 下・中学校)



【小学校着任者】

石堂 昌彦(再任用)、山本 公平(伊方小から)、小浦 美砂枝(赤小から)、野村 謙二(再任用)、廣津 和博(再任用)、岡 みなみ(思永館(前期)から)、平山 知子(思永館(前期)から)、矢野 沙織(桂川小から)、橋村哲徳(方城中から)、荒瀬 晴貴(採用)

【中学校着任者】

久富 靖剛(落合小から)、坂本 三男(再任用)、白石 俊幸(再任用)、立花 博幸(再任用)、山下 久之(再任用)、武田 真佳(赤中から)、石井 正一(川崎小から)、鈴木 祐真(採用)、村上加奈(採用)

着任した先生たち(上・小学校 下・中学校)



新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ [4月20日時点]

接種費用 無料(全額公費)

ワクチンの供給量などにより変更の可能性があります。変更があった場合、ホームページなどでお知らせします。

12歳～17歳および18歳以上の人への3回目接種(追加接種)について



3回目接種(追加接種)に関する計画は、国の方針などに基づいたものです。今後、国の方針などに変更があった場合には、適宜計画を見直していきます。

2回目接種日から6か月を経過した人に順次接種券を発送します。

12歳～17歳の人

■接種対象者：2回目接種を完了した日から6か月以上経過している、本町に住民登録のある12歳～17歳の人

■特に追加接種が推奨される人：基礎疾患を有する人などの「重症化リスクが高い人」

※接種にあたっては、あらかじめかかりつけ医などとよく相談してください。

※ワクチンを受けるには本人または保護者の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、本人または保護者の意思に基づいて接種を判断していただきますようお願いいたします。受け手または保護者の同意なく、接種がおこなわれることはありません。

※12歳～15歳の方は、原則保護者の同伴が必要です。

16歳以上の人	本人の同意に基づき接種がおこなわれます。
12歳～15歳の人	保護者の同意に基づき接種がおこなわれます。予診票に保護者の署名がなければ、予防接種を受けられません。

個別接種会場

会場：糸田町立緑ヶ丘病院

日時：毎週木・金曜日 午後1時30分～午後2時30分

※祝日を除く



18歳以上の人

ファイザー社製ワクチンとモデルナ社製ワクチンの選択が可能となっていました。12歳～17歳の追加接種はファイザー社製ワクチンのみとなり確保するため、現時点ではモデルナ社製ワクチンのみの予約となりますので、ご了承ください。

ファイザー社製ワクチンを希望する場合は、糸田町新型コロナワクチンコールセンターまで、問合せください(仮予約での受け付けとなります)。

個別接種会場

会場：庄野医院
(モデルナ社製ワクチン)

日時：毎週月・金曜日

午後2時30分～

午後4時 ※祝日を除く



12歳～17歳および18歳以上の人への3回目接種(追加接種) 予約方法について

- ① WEB予約(24時間対応) <https://jump.mrso.jp/406040/>
- ② 電話予約(平日 午前9時～午後5時) ※祝日を除く
電話0947-26-9050 糸田町新型コロナワクチンコールセンター
- ③ 予約開始日 接種券が届いた時点で予約できます



5歳～11歳の子どもの新型コロナウイルスワクチン接種について

予約方法 ※詳細は広報いとだNo.741の5ページを確認ください。

電話予約(平日 午前9時～午後5時) ※祝日を除く

電話0947-26-9050 糸田町新型コロナワクチンコールセンター

※一人につき2回接種をする必要があります。2回目は1回目接種日の3週間後の同じ曜日となります。1回目の予約時に、2回目の予約が必須となります。



個別接種会場

会場：糸田町立緑ヶ丘病院

日時：毎週水・木曜日

午前9時～午後4時

※祝日を除く



3月27日

最終回サヨナラ勝ち! 6年ぶりの県大会出場!

●福岡トヨタ杯第6回福岡県学童軟式野球春季大会田川予選●

田川市民球場で、福岡トヨタ杯第6回福岡県学童軟式野球春季大会田川予選が開催され、糸田ジュニアクラブが勝ち上がり、県大会へ出場することになりました。県大会出場がかかった金川ベアーズとの試合では、終盤まで4点をリードされる展開。最終回2アウトから一挙に5点を取り、サヨナラ勝ちしました。

野球部キャプテンの仲島琉太郎さんは「県大会でも良い結果を残したい」と意気込みを語りました。

県大会は久留米市野球場で、5月3日から開催されます。



4月8日

仲間とともに新たなスタート

●中学校・入学式●

中学校の体育館で、入学式がおこなわれました。新入生たちは先生の後に続いて入場し、新しい友人や先生との学校生活に期待を膨らませた眩しい表情が印象的でした。見守る保護者も、大きく成長した子どもの姿に目を細めていました。

久富靖剛校長は「互いの違いを認め合って仲間を大切に、素晴らしい学校生活を送り、成長の大きな3年間にしてほしい」と新入生に話しました。閉式後、新しいクラスに入り、クラスメイトとも和気あいあいと話している様子で、希望に満ちた中学校生活が始まりました。



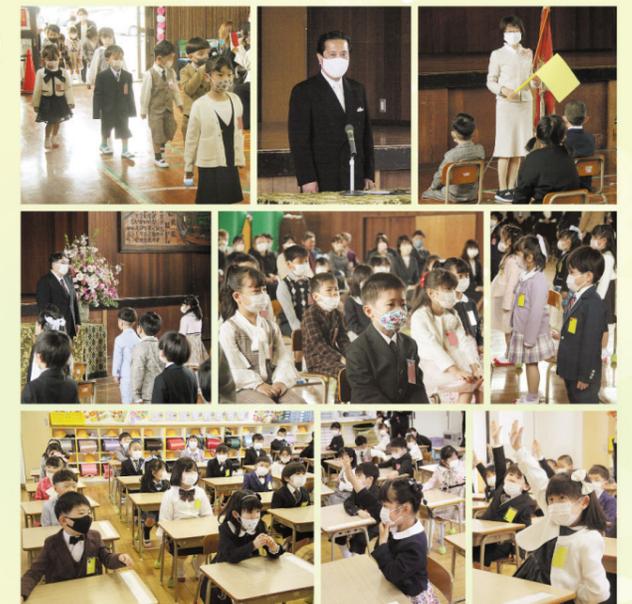
4月11日

元気いっぱいこのホームルーム

●小学校・入学式●

小学校の体育館で、入学式がおこなわれました。あなたかな歓迎を受けながら、子どもたちは期待と不安を胸に新たな学校生活のスタートを迎えることができました。新1年生はニコニコと笑顔で保護者に手を振る様子もみられましたが、式が始まると先生の話しにしっかりと耳を傾けていました。

石堂昌彦校長は「職員一同、一丸となってお子さんの健やかな成長のために支えていきます。明日から早速早起きで元気よく登校してくださいね」と新1年生に語りかけました。教室に入ると、担任の先生が自己紹介やじゃんけんゲームをして、あつという間にクラスメイトと仲良くなるホームルームになりました。



令和4年度 施政方針

大人も子どもも笑顔で暮らせる町づくりに向けて

令和4年第1回糸田町議会定例会にあたり、町政の方針を述べさせていただきます。議員各位のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

糸田町長
森下博輝



年 明けから、全国的なオミクロン株による新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナウイルス)の感染拡大に直面しており、町長拜命後3年が経とうとしています。この間、約2年の長きにわたる新型コロナウイルスとの闘いが続いています。その中において、新型コロナウイルスの最前線におられる、医療従事者などのエッセンシャルワーカーをはじめ、社会を支えていただいている多くの皆さまに、深く感謝申し上げますとともに、ウィズコロナの時代下、不慣れた生活を強いられる中、マスク着用や手洗い励行などの感染対策を順守していただいている住民の皆さまにも感謝申し上げます。

本 町においても、新型コロナウイルスの感染対策の決め手となる3回目のブースター接種が、医療従事者や施設入所の高齢者の接種を終え、本年1月末から高齢者接種を開始しており、今後、順次接種をおこなってまいります。また、接種機会を早めるため、週1回ですが夜間の接種も開始しております。今後も、引き続き国の動向を注視しながら、これまでワクチンの接種対象ではなかった12歳未満の子どもに対する接種を含め、コールセンターをはじめ、関係医療機関と連携し万全な接種体制の確保に取り組んでまいります。

本 町では、令和2年度以降、継続して、地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルスの感染対策に取り組んでまいりました。密を避けがたい環境下で長時間を過ごすことが多くなる児童生徒の教育の機会を奪うことを未然に防ぐため、除菌作用のある空気清浄機の設置、ウイルスなどを不活化させるため光触媒の塗布や、直に触れる機会を減らし手指の衛生をより確保するための自動水栓取替工事などの感染防止対策、感染により重症化しやすい高齢者や子育て世帯に対する、可及的速やかな感染予防対策として、65歳以上並びに18歳以下の町民に対して一人1万円の特別定額

給付、更には、事業の継続や雇用の維持に取り組む中小企業や個人事業主に対する困窮事業者応援給付による生活および経済対策等々、町立病院にあつては、町民に対してPCR検査を速やかにおこなうことで、感染拡大を防止することを目的に全自動PCR検査装置の導入など、様々な感染拡大防止対策に努めてまいりました。令和4年度においても、地方創生臨時交付金の配分が予定されているため、これまでの地方創生臨時交付金の活用実績等の分析により、更に効果的な活用方法について研鑽してまいります。

国 が予備費を措置することによって速やかな給付が求められた、高校3年生までの子どもたちに一人当たり10万円相当を給付する、子育て世帯への臨時特別給付につきましては、国の方針転換により、先行給付と追加給付を現金で一括給付することが認められたことを受け、本町では、公務員などを除く多くの子育て世帯に対し、年内10万円一括給付をおこない、公務員や高校生の子育て世帯に対しまし

ても給付を開始しております。**ま** た、住民税非課税世帯や新型コロナウイルスの影響で家計急変のあった世帯に給付する、1世帯当たり10万円の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、給付体制を整え、今月から順次給付を開始する予定となっております。

未 だ、新型コロナウイルスの収束は不透明な状況にあります。が、新型コロナウイルスという目に見えない敵に対し、全町民の団結力により、未来に向け一歩一歩前進してまいりました。今後、引き続き感染防止にご配慮いただくとともに、希望ある未来に向け、職員一体となり町政に取り組んでまいります。

令 和4年度の糸田町一般会計予算は約58億1千万円です。これは、前年度比約25.8%減、20億2千万円減となります。性質別予算では、投資的経費である普通建設事業費が前年度比76.4%の減となっております。

広 域事業につきましては、水道事業は令和5年度の水準も含め作業を進めるとともに、引き続き老朽化した水道管の計画的な布設に取り組みまいります。環境衛生施

設建設におきましては、まず、し尿処理施設であります田川地区クリーンセンターが、昨年1月からの試運転を経て、同年4月から、正式に、加入市町村すべてのし尿および浄化槽汚泥の受け入れを開始し、現在、順調に稼働しております。続きまして、ごみ処理施設につきましては、プラントメーカーの実設計作業も完了し、先月、起工式もおこなわれ、施設建築工事が開始されました。また、埋立処分施設につきましては、浸出水処理施設における調整槽整備のため、掘削工事をおこなっており、施設の完成に向け、円滑に事業が進められております。**宮** 床団地D棟(4階建て31戸)建設事業は、3月末に完成を予定しており、その後、順次入居の手続を進めてまいります。令和4年度は引き続き第4期の解体工事に着手するとともに、次期建て替え予定である真岡団地の基本構想および基本計画の策定を予定しております。また、複数年計画で町営住宅の衛生面における環境改善に努めてまいります。

町 民体育館等統合文化施設(仮称)につきましては、新施設の名称を募集したところ、200件を超える応募をいただき、最優秀賞として、立派な体育館と多目的ホールがある施設は「アリーナ」と呼ばれるにふさわしいとの理由から「糸田アリーナ」が名称に採用されております。糸田アリーナの本体建設工事につきましては、夏までの完成を予定しており、令和4年度末の建設事業完了に向け、引き続き計画に沿って事務処理を進めてまいります。

老 朽化が進む学童クラブの施設建て替えに向け、令和3年度に基本計画を策定いたしました。今後は、計画に沿って準備を進めるとともに、建て替えにより、運営に支障をきたすことのないよう努めてまいります。

令 和5年9月末のバス事業者の路線廃止を受け、昨年11月に糸田町地域公共交通会議を発足しており、高齢者を含む交通弱者の、地域の暮らしを支える輸送手段の確立のため、地域公共交通計画の策定に向け鋭意協議を進めてまいります。

糸 田町の主要産業である農業関連では、引き続き担い手への農用地の集積、集約化など、農用地の利用の最適化を積極的に進めるとともに、国や県の補助事業を活用し、担い手不足を補うための効果

町 立病院の経営は、新型コロナウイルスの影響もあり、患者数の減少が著しく、非常に厳しい状況であります。コロナ禍において、公立病院としての役割を果たし、引き続き感染者受け入れやワクチン接種を積極的におこなってまいります。また、経営改善に向け、医療現場の課題や問題点をさらに精査し、更なる努力を継続いたします。今後の町立病院の在り方や方向性については、地域における人口減少・高齢化、医師を含む人材確保、診療報酬のマイナズ改定による収益の減等々、町立病院を取り巻く様々な課題と地域医療構想や町財政状況を踏まえ、経営形態の変更や病院の存続の可否を含めた具体的な計画策定のための予算を計上しており、早期に一定の結論を出していきたいと考えております。

さ て、最後になりましたが、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月に期限を迎え、新たに4月から長期の人口減少率の基準年が見直された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことにより、

本町も今年の4月から過疎地域に認定されることとなります。過疎地域に認定されることで、70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される過疎対策事業債を活用することができまます。この過疎対策事業債は、通常の地方債に比べ、ソフト事業にも充当可能であるため、幅広い事業において活用できることが特徴です。現在、令和4年度から令和7年度までの前期4年間の過疎地域持続的発展計画の策定を職員一丸となつて進めており、程なくお示しする予定としております。

財 政力は決して高くない糸田町であります。が、過疎対策事業債をうまく活用し、糸田町民の意見に耳を傾けながら、大人も子どもも笑顔で暮らせる町づくりに向け、残り1年間、誠心誠意、町政運営に取り組んでまいります。

議 会、町民の皆さまのご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

令和4年3月8日



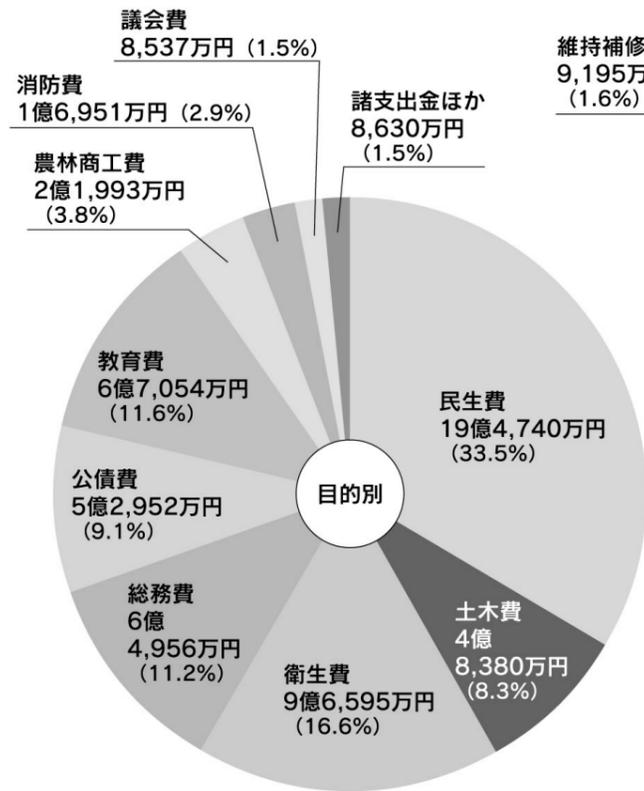
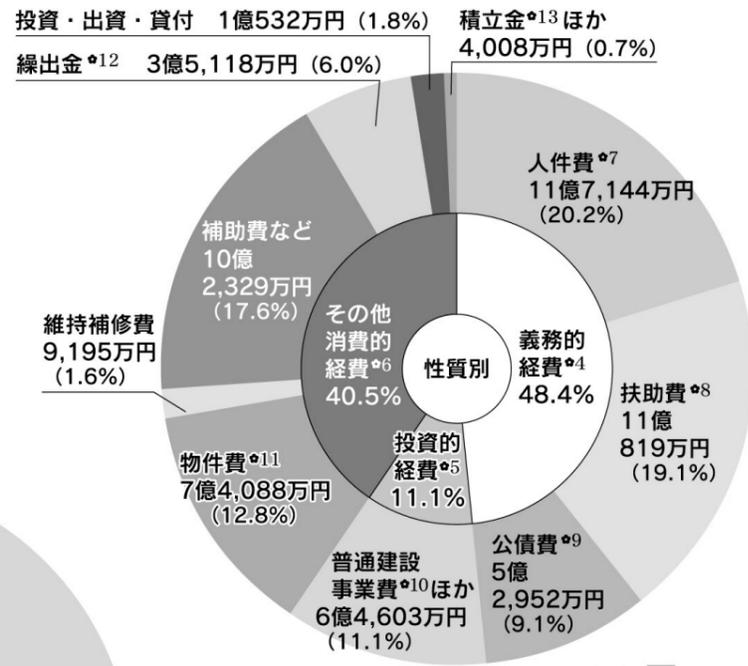
令和4年度 糸田町の 予算

一般会計 58億788万円

問合せ／総務課 電話26-1231

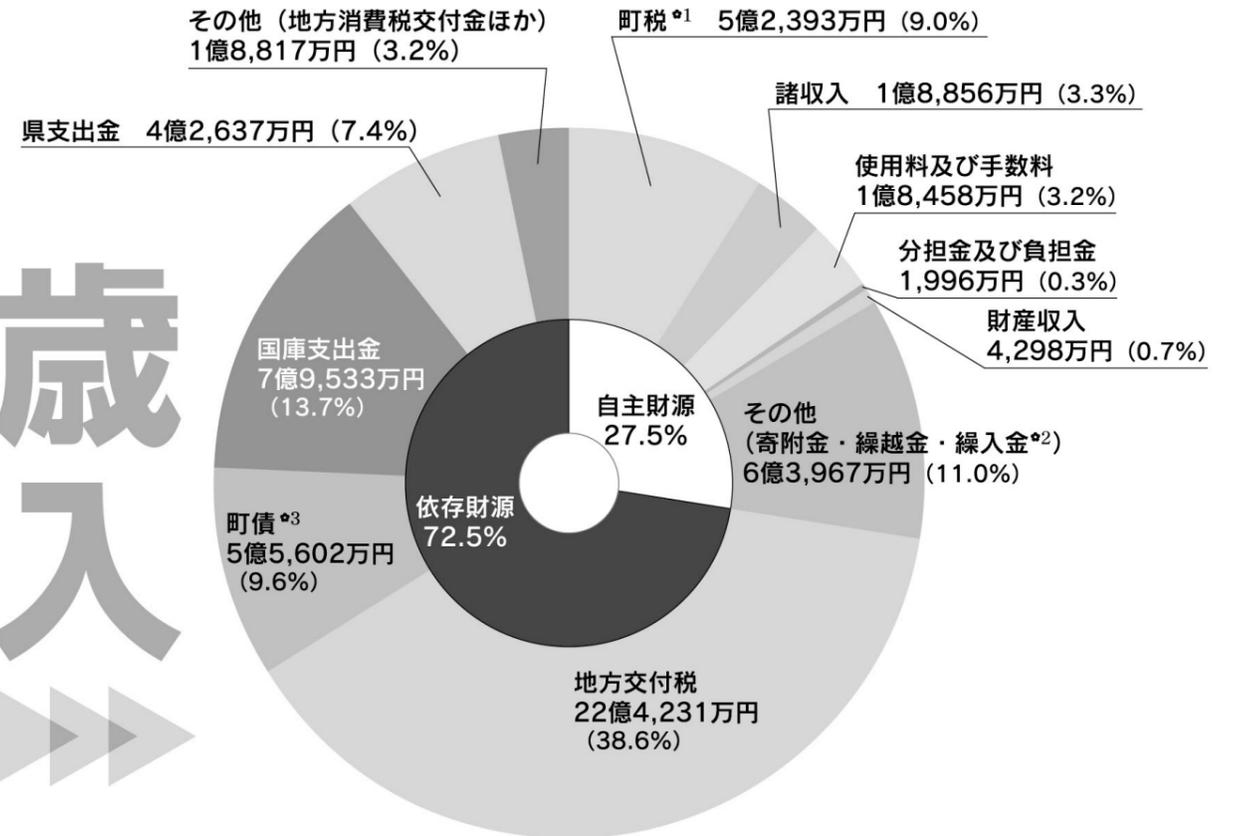
本年度の一般会計当初予算は58億788万円です。町民体育館等統合文化施設(仮称)建設事業費の減などにより、前年度と比較して20億1960万円の減になりました。前年度に引き続き本年度も財源が不足しており、基金の取り崩しによる補填をおこなって当初予算を組むことになりました。今後も更なる行政改革を推進していきま

すので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



歳出

歳入

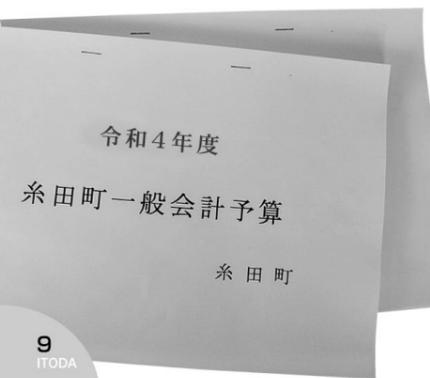
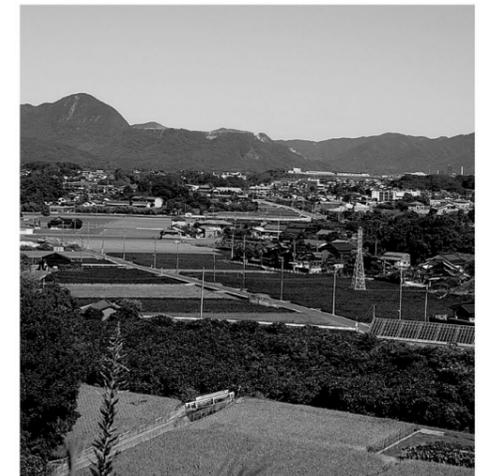


用語説明

- ◆ 1 町 税 …… 皆さんに納めていただく「町民税」「固定資産税」「軽自動車税」などの税金。
- ◆ 2 繰 入 金 …… 積立金(基金)の取り崩し金や他会計から繰り入れたお金。
- ◆ 3 町 債 …… 事業などのために借りる町の借金。
- ◆ 4 義務的経費 …… 支出が義務付けられている経費。
- ◆ 5 投資的経費 …… 建物や道路整備など、将来に残るものに支出する経費。
- ◆ 6 消費的経費 …… 後年度に形を残さない性質の経費。
- ◆ 7 人 件 費 …… 議員報酬、職員給与など。
- ◆ 8 扶 助 費 …… 子ども、高齢者などに対する支援のための経費。
- ◆ 9 公 債 費 …… 町の借金などを返還する経費。
- ◆ 10 普通建設事業費 …… 建物や道路整備などに必要とされる経費。
- ◆ 11 物 件 費 …… 旅費、需用費などの経費。
- ◆ 12 繰 出 金 …… 特別会計などへ相互に資金運用するための経費。
- ◆ 13 積 立 金 …… 計画的な財政運営のために積み立てる経費。

特別会計 22億2,890万円

特別会計	予算額
国民健康保険事業勘定特別会計	10億 745万円
後期高齢者医療特別会計	2億8,070万円
住宅新築資金等貸付事業特別会計	1,374万円
学校給食センター事業特別会計	8,446万円
町立緑ヶ丘病院事業特別会計	8億4,255万円



くらしの情報館について
掲載している情報は4月現在です。新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で、変更もしくは中止となる場合があります。開催情報などは問合せ先に連絡をお願いします。



「アラートの全国一斉情報伝達訓練の実施日」

地震・津波や弾道ミサイルなどの武力攻撃の発生時に備えるため、全国瞬時情報システム（アラート）を用いた情報伝達試験を全国一斉に実施します。



- ◆実施日時
- 第1回 5月18日(水)
 - 第2回 8月10日(水)
 - 第3回 11月16日(水)
 - 第4回 令和5年2月15日(水)

◆問合せ 防災管財課
電話26-1232

青空健康ウォーキング教室!! 参加者募集

コロナ禍で運動不足を感じている人も多いのではないのでしょうか? 適度に身体を動かし、健康づくりをすすめましょう。

自動車税(種別割)の納付は5月31日(火)までに



◆自動車税を所有している皆さんへ
毎年4月1日現在で自動車税を所有している人に課税されます。
◆金融機関や、指定のコンビニエンスストアで納税できます。
◆クレジットカードやスマートフォンアプリ(LINE PayやPay Pay)による納税もできます。

軽自動車税(種別割)《5月31日(火)までに納めましょう》

◆問合せ 税務町民課 電話26-1235
グリーン化特例(軽課)措置が延長されたことにより、令和3年4月~令和4年3月に新車登録をした三輪・四輪の軽自動車、基準を満たす車両は令和4年度分が特例措置の対象になります。

◆原動機付自転車・二輪車など

種別	年税額	
原動機付自転車	50cc以下	2,000
	50cc超90cc以下	2,000
	90cc超125cc以下	2,400
軽二輪	125cc超250cc以下	3,600
小型二輪	250cc超	6,000
小型特殊	農耕作業用	1,600
	その他	4,700



◆三輪・四輪以上の軽自動車(排気量660cc以下)

種別	年税額			グリーン化特例					
	①	②	③	基準1	基準2	基準3			
軽自動車	三輪			3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000
	四輪	乗用	自家用	7,200	1万800	1万2,900	2,700		
		乗用	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
	貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300			
営業用		3,000	3,800	4,500	1,000				

※令和3年度に特例措置を受けた車両は、上表の②欄の税額です。

◆グリーン化特例対象条件・基準

特例対象は②に該当し下記の基準を満たす車両です。
①平成27年3月31日以前に登録済みの車両
②平成27年4月1日以降に新車登録した車両
③平成21年3月31日以前に新車登録した車両(13年超)
基準1 電気自動車・天然ガス軽自動車
(平成21年排出ガス10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合)
基準2 乗用...
令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成車
基準3 乗用...
令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準70%達成車
※基準2と3については、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限ります。
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。



◆日時 5月18日(水) 午前9時45分集合
◆集合場所 保健センター 玄関前
◆コース たぎり川沿い
◆持ってくる物 マスク、タオル、水筒、帽子など
※当日は、ソーシャルディスタンスを取りながら歩きます。
※小雨決行ですが、当日の天候によっては中止となります。
◆申込み・問合せ 保健センター 電話49-9020
(平日 午前8時30分~午後5時15分)



5月12日(木)は「民生委員・児童委員の日」

5月12日(木)~18日(水)を「活動強化週間」と定めています。
民生委員・児童委員は、地域住民である皆さんの最も身近な相談相手です。
相談内容に応じて関係機関へのつなぎ役となり、高齢者や障がいのある人の見守りや援助、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などをこなしています。
このように、民生委員・児童委員は、地域住民の皆さんが安全に安心して生活していく上でなくてはならない重要な活動を担っています。
委員には守秘義務があります。安心して気軽に相談ください。

◆問合せ 健康福祉課 電話26-1241



糸田町高齢者タクシー料金助成事業

◆対象者 ①②の要件すべてに該当する人
①本町に住民登録があり、生活の本拠を有している75歳以上の高齢者
②世帯全員が自動車の運転免許を所持しておらず、町税などの滞納がない人
◆利用助成の内容 1枚あたり初乗り料金相当額を助成します。
一人あたり月3枚、年間最大36枚を交付します。
1回の乗車につき1枚の使用が可能です。
有効期限は、助成を受ける年度末日(3月31日)までです。
◆注意事項 助成券を利用してのタクシー会社は「田川構内自動車株式会社」のみです。
他人に譲渡、貸与はできません。
紛失した場合も再交付はおりません。
◆問合せ 健康福祉課 電話26-1241



防災係 もしものときに備えて Vol.68 緊急地震速報について

3月18日岩手県沖で発生した地震は、岩手県で震度5強を記録し、東日本大震災の記憶がよみがえりました。
地震は、台風や大雨などと違って突然襲ってきます。最近では、地震発生直後に「緊急地震速報」が出されています。
1. どんな時に? 気象庁が、地震計により最大震度が5弱以上と予想された地震について、震度が4以上と予想される地域に対して速報を一斉配信します。
2. 何で受信できるの? テレビ、ラジオや携帯電話などで受信できますが、電源が入っていなければ受信できませんので注意してください。また、防災無線でも放送が流れます。
3. 「緊急地震速報」を確認したらどうしたらいいの? 震度4以上の地震による激しい揺れが予想されるので、在宅中であれば頭を守り、大きな家具などから離れ、テーブルや机などの下に隠れ、身を守りましょう。また、ほかに家族がいれば地震の発生を知らせましょう。駅や商業施設などであれば、館内放送や従業員の指示に従いましょう。エレベーター内であれば、すべてのボタンを押して、最寄りの階でエレベーターを止め、閉じ込められないようにしましょう。※慌てて屋外に出ることは危険です。屋外であれば、ブロック塀や自動販売機などから離れ、カバンなどで頭を守りましょう。地震時の対応については「糸田町の防災ガイドブック」8~10ページを参考にしてください。
◆問合せ 防災管財課 電話26-1232



固定資産課税台帳 縦覧期間

令和4年度固定資産税の課税台帳が無料で縦覧できます。
◆期限 5月31日(火)まで
※土・日曜日、祝日を除く
◆縦覧できる人 固定資産税納税者、納税者から委任を受けた人(要委任状)、納税管理人、土地・家屋の賃借権その他の使用や収益を目的とする権利がある人。



町営住宅使用料は納期限内に納めましょう

町営住宅にお住まいの人は、住宅使用料を町に納めなければなりません。町営住宅使用料を滞納した場合、明渡しを求められることがあります。正当な理由なく納付にも明渡しにも応じない場合には、裁判をおこない、強制的な明渡しや財産の差押えを受けることとなります。
町では、令和3年度5件の明渡等請求訴訟をおこない、4件の明渡強制執行をおこなっています。
住宅使用料は、町営住宅を維持管理していく重要な財源です。町では今後も財源の確保と負担の公平性を保つため、滞納の解消に努めます。
◆問合せ 建築課 電話26-4020

子ども支援オフィス 無料巡回相談会

相談員が子育てや家族の悩みなどの困りごとを聞き、解決に向けて一緒に考え、必要な支援・手続きに繋ぐなどの相談支援をおこないます。一人で悩まずに、気軽に相談ください。※要予約のため、事前に連絡ください。
◆日時 5月20日(金) 午前10時30分~正午 午後1時~午後2時30分
◆場所 役場内住民センター 2階 第4研修室
◆申込み・問合せ 福岡県自立相談支援事務所 電話44-8631 子ども支援オフィス 電話44-8612



新人職員紹介コーナー

新年度を迎え、町職員として一人の新規採用職員が入庁しました。本年度も職員一丸となり、住みやすい町づくりに取り組みます!!



安藤 翼
新人で分からない事はかたたくさんご迷惑

建築課(庁舎2階)

をお掛けすると思いますが、一杯頑張りますのでよろしくお願ひします。

駅長おすすめ
JRウォーキング

「駅長おすすめ」のJR九州ウォーキング」では、平成筑豊鉄道とJR九州共催の新コースが登場します。糸田駅をスタートしてJR船尾駅まで、春の糸

田町を巡るコースです。事前申込みは不要です。皆さんの参加をお待ちしています。

- ◆開催日 5月15日(日)
- ◆スタート受付 午前8時30分～午前11時30分
- ◆コース距離 約6km
- ◆参加費 無料
- ◆スタート駅へは列車を利用ください。現地までの交通費は自己負担となります。
- ◆問合せ JR九州筑豊篠栗鉄道事業部 電話09491210985

高齢者の皆さんへの案内(歯科健診)

後期高齢者医療広域連合では、左記の被保険者を対象に、後期高齢者の口腔機能低下や肺炎などの疾病を予防するため、歯科健診を実施します。

◆受診対象者 昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれの本年度76歳になる人

◆長期入院および一部の施設入所者の人は除く。

◆例外として、12月までは77歳以上の被保険者で一度も受診していない人は受診できます。ただし、昨年度までに受診した人は受診できません。希望する人は、6月になってから「お問い合わせセンター」へ電話ください。

◆受診期間 6月～12月

◆歯科医院の休日を除く

◆受診券の送付時期 5月下旬頃に広域連合から送付します。

◆受診方法 受診できる歯科医院は、後期高齢者医療広域連合が指定している歯科医院となります。不明な場合は、問合せください。なお、地域の歯科医院の一覧は、受診券と一緒に送ります。

◆受診時に持っていくもの

◆受診券(記入して実施医療機関へ持参ください)



被保険者証またはマイナンバーカード※
受診料300円

被保険者証の代わりにマイナンバーカードを利用するためには、マイナンバーカード事前登録が必要です。また、マイナンバーカードが被保険者証として利用できる歯科医院に限りです。

◆問合せ 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター 電話092165113111

相続登記について登録免許税が免税措置される場合があります!

次の①または②の土地の相続登記について、登録免許税が免税される場合があります(免税期間はいずれも令和7年3月31日(月)まで)。

詳しくは、法務局のホームページをご覧ください。

①相続により土地を取得した人が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記

②不動産の価格が100万円以下の土地に係る相続登記

※不動産の価格は、土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価格です。

◆問合せ 福岡法務局田川支局 電話4411426

職員人事異動について

4月1日勤務で次のとおり異動したのでお知らせします。

氏名	異動前	異動後
大原 総一郎	議会事務局局長補佐	議会事務局 局長
藤村 知亮	総務課 課長補佐	健康福祉課 課長
古野 洋子	税務町民課 課長補佐	教務課 課長補佐
春本 大輔	地域振興課 課長補佐	健康福祉課 課長補佐
松岡 俊輔	健康福祉課 課長補佐	地域振興課 課長補佐
福本 隆一	教務課 課長補佐	総務課 課長補佐
春本文有子	子育て支援課 係長	税務町民課 課長補佐
白川 拓也	土木課 係長	子育て支援課 主任保健師
水井 美智子	健康福祉課 主任保健師	子育て支援課 主任保健師
上野 恵美	総務課 主査	総務課 係長
柏木 真範	子育て支援課 主査	子育て支援課 係長
毛利 潤太郎	教務課 主査	教務課 係長
鶴田 由紀子	子育て支援課 保健師	健康福祉課 保健師
牧野 公俊	総務課 主査	税務町民課 主査
高津 佑輔	建築課 主査	税務町民課 主査
塘 恭平	総務課付福岡市町村支援課研修生	総務課 主査
太田 陽介	田川広域水道企業団派遣主査(糸田水道事務所)	田川広域水道企業団派遣主査(企業団本部)
田端 鷹平	防災管財課 主査	建築課 主査
柴田 美幸	総務課 付主査	子育て支援課 主査
荒牧 陽介	建築課 主査	防災管財課 主査
上田 涼太郎	土木課 主事	議会事務局 主査
白石 友紀子	教務課 主事	税務町民課 主事
高木 博仁	税務町民課 主事	田川広域水道企業団派遣主事(糸田水道事務所)
梶原 大雅	田川広域水道企業団派遣主事(企業団本部)	地域振興課 主事
長谷川 雄大	地域振興課 主事	総務課付福岡市町村支援課研修生
谷口 由香	東保育所 保育士	西保育所 主任保育士

自衛官採用試験などのお知らせ



【一般幹部候補生】
◆受付期限 6月16日(木)まで
◆試験期日(予定) 一次 6月25日(土)
【自衛官候補生】
◆受付期限 6月17日(金)まで
◆試験期日(予定) 6月26日(日)～28日(火)
※学科(WEB)
※内1日
▼口述試験・身体検査 7月2日(土)
※試験に関する詳細は、問合せください。

令和4年度調理師試験の案内



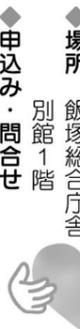
◆試験日 10月29日(土) 午後1時30分～午後3時30分
◆場所 未定
※決まり次第、福岡県ホームページに掲載します。
◆願書配布および受付期間 5月9日(月)～6月3日(金)
◆受験申請書配布場所 田川保健福祉事務所 健康増進課 健康増進係
◆申請書提出先・問合せ 公益社団法人 調理技術技能センター 調理師試験担当 電話031366711815 (平日 午前9時～午後5時)

女性の健康相談

更年期症状、不妊について、女性の心身の健康に関することなど女性の健康に関する相談を受け付けています。相談無料、予約が必要です。

◆日時 毎月第1水曜日 午後1時30分～午後4時
◆相談員 助産師 飯塚総合庁舎 別館1階
◆申込み・問合せ 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課 健康増進係 電話094812910277 (平日 午前8時30分～午後5時15分)

女性の健康相談



【自衛官募集説明会案内】
◆日時 5月8日(日) 午前10時～午後3時 ※随時受け付け
◆場所 たがわ情報センター ※参加費無料、予約不要。
なお、自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所では、説明会を随時開催しています。ご都合に合わせて、個別説明や出張説明も可能です。気軽に問合せください。



◆問合せ 自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所 電話094812214847

こころの健康相談

こころの悩みや不安、アルコールや薬物・キャンセルなど依存症、思春期、ひきこもり、認知症などの相談を受け付けています。相談無料、予約が必要です。

◆日時 毎月第2火曜日 午前10時～午後10時
5月10日(火)・6月14日(火)・7月12日(火)・8月9日(火)
毎月第4木曜日 午後2時～
5月26日(木)・6月23日(木)・7月28日(木)・8月25日(木)



令和4年度県政モニター募集

福岡県が取り組む施策や制度についての意見・提案をいただくため、県政モニターを募集しています。

◆活動内容 アンケートの回答(年6回程度)、県政への意見・提案(随時)



福岡県障がい者ITサポート養成講習会

講終了後、通訳介助員として福岡県盲ろう者通訳・介助員派遣事業に登録し、活動ができる人

②福岡県身体障害者福祉協会が受講対象として認められたらびに手話、点訳、朗読およびガイドヘルパーなどに従事している人

◆募集人員 20人

◆日時 7月～8月(計5回) 午前10時30分～午後3時30分

◆受講対象者 ①自宅にパソコンがあり、現在使用中の人
②4回以上の受講が可能で、受講後パソコンボランティアとして登録後、活動可能な人(スキルアップ研修有)

◆募集人数 15人

◆開催場所は、福岡県総合福祉センター(クローバープラザ内 研修室)にておこなわれます。※詳細は、問合せください。

◆申込み・問合せ 公益財団法人 福岡県身体障害者福祉協会 電話092158416067

福岡県盲ろう者通訳・介助員養成研修会

盲ろう者のコミュニケーションと、移動支援のための通訳介助員を養成する研修会を開催します。

◆日時 6月～9月(計9回) 午前10時～午後4時

◆受講対象者 ①7回以上の受講が可能で受

福岡県盲ろう者通訳・介助員養成講習会

講終了後、通訳介助員として福岡県盲ろう者通訳・介助員派遣事業に登録し、活動ができる人

②福岡県身体障害者福祉協会が受講対象として認められたらびに手話、点訳、朗読およびガイドヘルパーなどに従事している人

◆募集人員 20人

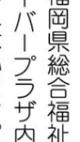
◆日時 7月～8月(計5回) 午前10時30分～午後3時30分

◆受講対象者 ①自宅にパソコンがあり、現在使用中の人
②4回以上の受講が可能で、受講後パソコンボランティアとして登録後、活動可能な人(スキルアップ研修有)

◆募集人数 15人

◆開催場所は、福岡県総合福祉センター(クローバープラザ内 研修室)にておこなわれます。※詳細は、問合せください。

◆申込み・問合せ 公益財団法人 福岡県身体障害者福祉協会 電話092158416067



危険な空き家解体 しよせんか?



そんな人、ぜひ糸田町の 解体助成制度を検討ください!

解体にかかる費用の半額で最大
¥500,000-

助成します。

※詳細につきましてはホームページをご覧ください。

助成制度や空き家に関する相談は
役場 防災管財課まで
電話26-1232

平成3年海外の火山を軽飛行機により取材中の下川さん



画家・下川勝さん(糸田町出身)の絵画を鑑賞しませんか

国内外でゴッホや草間彌生などの作品とともに発表展示するなど、目まぐるしい活動を示す下川勝さんの絵画4点が田川市美術館の企画「新収蔵作品とコレクション展」でコネスコ世界記憶遺産の画家・山本作兵衛らと展示されます。

- ◆日時 6月9日(木)～7月10日(日) 午前9時～午後5時30分 (入館は閉館30分前まで)
- ◆休館日 毎週月曜日
- ◆観覧料 ▼一般:100円 ▼高大生:50円 ▼小中生:30円
- ◆場所・問合せ 田川市美術館 電話42-61661

福岡県不正大麻・けし撲滅運動

- ◆植えてはいけないけしの特徴 ▼草丈が大きく1m以上になる。
- ▼全体が白っぽい緑色をしており、毛がない。
- ▼茎を抱き込むように葉が生えている。
- ▼葉が大きく長楕円形で、まわりの切り込みが浅い。
- など
- このようないしを見かけた人は、保健福祉(環境)事務所、保健所、または警察署まで連絡ください。

◆問合せ 田川保健福祉事務所 総務企画課 企画指導係 電話42-9313

STOP 不法投棄は犯罪です!

家庭廃棄物・産業廃棄物を決められた場所以外に投棄すると、法律により1,000万円以下の罰金または5年以下の懲役に処されます。不法投棄の現場を見かけた人は、田川警察署または税務町民課 環境衛生係に連絡ください。

- ◆田川警察署 生活安全課 電話42-0110
- ◆税務町民課 環境衛生係 電話26-1235

HPVワクチンの接種を逃した人へ

問合せ：保健センター 電話49-9020

HPVワクチンのキャッチアップ接種について

ヒトパピローマウイルス感染症(HPV)の予防接種(子宮頸がん予防ワクチン)は、平成25年6月より、積極的接種勧奨が差し控えられていましたが、令和4年より積極的接種勧奨を再開します。この差し控え期間に、接種対象年齢を過ぎてしまった人を対象に、定期接種として無料で接種できる機会を設けることとなりました。

対象者

- 平成9年4月2日～平成18年4月1日に生まれた女性
- 過去に合計3回のHPVワクチンの接種を完了していない人 (過去の接種歴については、公費・自費による接種のどちらも含みます)

※このほか、平成18年～平成19年生まれの人(通常接種対象者(小学6年生～高校1年生相当)の年齢を超えても、令和7年3月末まで接種できます。

過去に接種したワクチン情報については、母子健康手帳などで確認をお願いします。

実施期限 令和7年3月31日(月)まで

積極的接種勧奨の差し控え期間に自費で接種した人へ(償還払い)

積極的接種勧奨の差し控え期間に自費で接種(任意接種)した人に対して、要した費用の全部もしくは一部をお支払いする「償還払い」を実施します。申請される人は、保健センターまで問合せください。



やすらぎ

社会福祉協議会では寄せられた一般の募金や、香典返し、赤い羽根共同募金配分金により本町の地域福祉事業をおこなっています。寄付は社会福祉協議会事務局で受け付けています。

寄付・寄贈の受付先
糸田町社会福祉協議会 糸田町社会福祉センター内(役場横)
電話26-4540 FAX26-3666

気軽に参加ください

- ◆ **対象** 町内在住で要介護者(介護保険の認定を受けている人)と同居している家族
- ◆ **日時** 6月15日(水) 正午～午後1時
- ◆ **会場** 社会福祉センター
- ◆ **参加費** 200円 ※持ち帰りの軽食代として
- ◆ **締切** 6月10日(金)まで
- ◆ **申込み** 社会福祉協議会 電話26-4540

自宅で介護をしている家族の皆さんの茶話会をおこないます。日々の困りごとや、悩みごとなど語り合いませんか？社会福祉士による介護相談もおこないます。



- ◆ **対象** 三世代交流や美化活動で地域のつながりを広げませんか？行政区でおこなう子どもと高齢者・障がい者(児)のふれあい交流活動や美化活動
- ◆ **町内で活動している営利を目的としないボランティア団体がおこなう美化活動**
- ◆ **奨励金額** 1件につき2万円まで
- ◆ **美化活動は、備品購入補助として20000円まで**
- ◆ **募集件数** ▼交流事業 4件 ▼美化活動 10件
- ◆ **締切** 6月29日(水)まで
- ◆ **※但し、締切を過ぎて募集件数に達しない場合は随時募集。**
- ◆ **申込み** 社会福祉協議会 電話26-4540



地域でおこなう交流事業を応援します！地域活動奨励金募集！

元気に活動しています

4月8日、糸田町老人クラブ連合会主催のグラウンドゴルフ大会が町民グラウンドでおこなわれ、35人の会員が参加しました。

- ◆ **大会結果**
- ▶ **優勝** 今村 暢宏 (写真中央)
- ▶ **準優勝** 藤村 勝國 (写真右)
- ▶ **3位** 坂元 亮一 (写真左)



福岡県若年性認知症サポートセンターよりお知らせ

4月1日より、相談日が変更になりました。

- ◆ **相談日時** 4月1日より、相談日(お盆、年末年始を除く)が変更になりました。
- ◆ **電話** 0930-2612370
- ◆ **委託先** 特定非営利活動法人 たすけ愛京築
- ◆ **所在地** 行橋市大字金屋649-1



学童クラブに おいしいプレゼント

「コナ禍の中「ほっと一息、笑顔になつてほしい」と名糖産業より、学童クラブの子どもたちにアルファベットチョコレートをいただきました。たくさんチョコレートをいただきました。袋を手に、子どもたちから喜びの声があがり、うれしいプレゼントとなりました。



健康ひろば

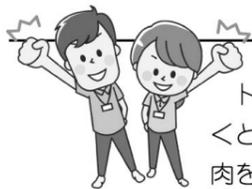
kenkouhiroba

日々の暮らしに役立つ健康だより



トレーニング室で減量&健康づくり

■問合せ 保健センター 電話49-9020



トレーニング室は、5月から利用者が1年の中で一番増えます。利用している人に聞くと「健診があるから少しでも体重を落としたい」「夏を前にダイエットしたい」「筋肉を鍛えたい」などさまざまです。まず自分の体を知ってトレーニングを始めませんか。

◆自分の体を知ろう

トレーニング室には、体の脂肪量や筋肉量を測れる「**体組成計**」があります。右手、左手、体幹、右足、左足の筋肉量と脂肪量、たんぱく質量、ミネラル量など細かく体を測定し、3分程度で結果が出ます。その結果を見ながらトレーニングをおこないます。また「**体力測定**」をおこなって、自分の筋力、心肺持久力、瞬発力、筋持久力、柔軟性の結果を見ながら、トレーニングもおこなえます。測定は30分程度で終了します。測定希望の人は、スタッフへ声掛けください。



◆トレーニング室利用方法

- ①受付……………初回利用の人は利用カードを作成するため、名前、住所、緊急連絡先などを記入します。その後、使用料(現金または回数券)を払います。
- ②更衣……………更衣室で運動のできる服装に着替え、室内用シューズに履き替えます。
- ③ストレッチ……………トレーニング前に軽く体操をおこないます。
- ④有酸素系トレーニング…体を温めるために、有酸素系マシン(トレッドミル【歩くマシン】、エアロバイク【自転車こぎ】)を30分程度おこないます。
- ⑤パワー系トレーニング…筋力トレーニングマシンを使って体の大きな筋肉をまたダンベルで小さな筋肉を鍛えます。
- ⑥クーリングダウン……………トレーニングを終了したら体操や軽くウォーキングなどをして終了します。



◆利用日時

曜日	時間
月曜日	午前8時30分～午後5時15分
火曜日	午前8時30分～午後9時00分
水曜日	午前8時30分～午後5時15分
木曜日	午前8時30分～午後9時00分
金曜日	午前8時30分～午後5時15分
土曜日	午後1時00分～午後9時00分

※土曜日は第1・3・5のみ開館します。
※日曜日、祝日は休み

◆利用料金

町内	1時間 100円
	回数券 12枚綴り 1,000円
町外	1時間 150円
	回数券 12枚綴り 1,500円

※1時間超過ごとに追加料金がかかります。



5月 保健センター行事予定
◆会場/保健センター

4か月児～5か月児健診

◆対象児/ 令和3年11月1日～
令和4年1月9日生まれ
◆日にち/5月11日(水)
◆受付/午後0時45分～
午後1時20分

びよびよ教室(2か月児健康相談)

◆対象児/令和4年2月13日～
3月12日生まれ
◆日にち/5月12日(木)
◆受付/午前9時45分～
午前10時

すくすく教室(1歳児健康教室)

◆対象児/令和3年3月17日～
5月18日生まれ
◆日にち/5月18日(水)
◆受付/午前9時45分～
午前10時

3歳児～3歳3か月児健診

◆対象児/ 平成31年2月17日～
令和元年5月25日生まれ
◆日にち/5月25日(水)
◆受付/午後0時45分～
午後1時20分
◆問合せ 子育て支援課
電話26-1233

新型コロナウイルス感染症の影響にて、健診および教室が変更になる場合があります。駐車場などの混雑が予想されますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

こころの健康相談窓口日程

◆日時 5月20日(金)
午前9時～午後5時
※相談は予約制です。まずは保健センターに問合せください。
◆問合せ 保健センター
電話49-9020

「寄付ありがとうございます」の香典返し

◆真岡行政区 親族一同
加来 千廣
◆社会福祉協議会 福澤 信義
西野 信子
山本 深雪
永邊トシ子
松井麻利子

地域おこし協力隊コラム

総務省主催の「地域おこし協力隊全国オンラインイベント」(3月6日)に参加しました。

このイベントの第2部交流会「情報発信部門」で会議の進行役を務めました。冒頭で、全国の情報発信を担当している地域おこし協力隊の方々に、本町の情報発信について話しました。

この2年間で、新聞に21記事取り上げられた経験があったのが良かったです。振り返ってみると糸田町だからこそできた部分が大きく、あらためてありがたい環境にいることに気付かされました。

プレスリリースを丁寧に書いて、記者に伝えるという基本姿勢は、全国どこでも共通であるという話をしました。

全国規模の研修に出る際には勉強だけでなく、本町のPRもしっかりしていきます。

地域おこし協力隊 吉田・杉尾
電話：23-2017
http://www.facebook.com/itodaokoshi/

子育て支援室5月のイベント

- ☆親子ふれあい教室
◎5月12日(木) 26日(木)
◎午前10時30分～午前11時30分
- ◎子育て支援室(すまいる)
◎5月10日(火) 午後1時～午後3時
- ☆発育測定・発育相談
◎5月10日(火) 午前10時～正午
- ◎5月27日(金) 午後1時～午後3時
- ◎子育て支援室(すまいる)
- ☆親子ぐんぐん教室
◎5月19日(木)
◎午前10時30分～午前11時30分
- ◎保健センター(多目的ホール)
- ☆親子のびのび教室
◎5月24日(火)
◎午前10時30分～午前11時30分
- ◎保健センター(多目的ホール)
- ☆マルチ予防講座(まいる)OB会
◎5月16日(月) 午前10時～正午
- ◎子育て支援室(すまいる)
- ☆臨床心理士による子育て相談
◎5月20日(金) 午前10時～午後3時
- ◎子育て支援室の横相談室
- ◆問合せ
◎子育て支援室 ◎月々金曜日 開室
◎午前10時～午後3時
◎電話26-4600

※新型コロナウイルス感染症防止のため、中止する場合があります。

シリーズ糸田町の文化財のはなし 第251話

おがたはまぐりばせきふ

松ヶ迫遺跡発見の大型蛤刃石斧について

今回は、糸田町中糸田所在の松ヶ迫遺跡から発見した、大型蛤刃石斧について紹介します。

写真の石斧は、昭和53年の発掘調査の時に、地表面から発見されたものです。遺構の中から出土したものではないので、正確な時代はわかりませんが、弥生時代のものと推定できます。これは斧として使用し、木を切ったり加工したりすることに使用します。

この石斧の材料は、福岡市西区にある今山でとれた玄武岩で作られていると思われます。弥生時代から福岡市方面との交流があったことがわかる貴重な資料です。

要望や感想などがありましたら、教務課 社会教育係(電話26-0038) 担当 岩熊まで。

人権・行政相談日

- ◆日時 5月18日(水) 毎月第3水曜日
午前9時～正午
- ◆場所 住民センター1階
視聴覚室
- ◆問合せ 人権推進課 電話26-4024

※相談の際は、マスクの着用をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症防止のため、中止する場合があります。

本町の事故件数 3月

- ▶交通事故 4件(+1)※()内は先月比
- ▶問合せ 田川警察署
電話42-0110

スマホで防犯!「みまもっち」→

税の納期限 5月31日(火)です

- ◆固定資産税 第1期
- ◆軽自動車税(種別割) 全期

年金だより

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金保険料の納付
令和4年4月分～令和5年3月分の国民年金保険料は、月額1万6590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書から、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカード納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、保険料を納付期限までに納めていただく

隣保館俳句教室

万愚節や香具師絶品の
山崎一伸 啖呵売り

隣保館俳句教室 建部三由紀選

万愚節や香具師絶品の
山崎一伸 啖呵売り

隣のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促がこなわれます。また、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務者(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者とは被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主のことを指します。

◆保険料の免除制度
保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡などの不慮

の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ないなど保険料の納付が困難で、本人および配偶者、世帯主が一定の所得要件を満たした場合は、保険料の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」(50歳未満)があるので、健康福祉課 国民年金係に問合せください。

◆問合せ
・直方年金事務所
電話0949-22-0891
・ねんきんダイヤル
電話0570-0511165
・健康福祉課 国民年金係
電話26-11241

ひまわりの種 Vol.10

～憲法週間について～

5月3日の憲法記念日を中心とする5月1日～7日は、憲法週間です。

憲法記念日は、第二次世界大戦終結後の昭和22年5月3日に現在の日本国憲法が施行されたことを記念して定められました。

憲法とは国民の権利・自由を守るために、国がやってはいけないこと、またはやるべきことについて国民が定めた決まり(最高法規)で、基本理念のひとつに「基本的人権の尊重」があります。

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」(第11条)と明記されています。

憲法週間に機に、国民主権、平和主義と基本的人権の尊重を定めた日本国憲法の意義を再確認し、改めて人権に関する正しい理解と認識を深めてみませんか。

◆問合せ 人権推進課 電話26-4024

月曜日会 吉積漫歩選

大試験 迫り寡黙となる家族
買ふ気なき 客にも愛想 苗木市
小宮 ももえ

古の 祖母が煎じし 枸杞茶の香
朗らかな 母の面影 雛人形
吉田 容子

耕して 何を植えるか 思案中
沼ひとつ 遣ひ余せる 残り鴨
杉本 みどり

にぎやかな 園児の後を 春の山
春めきて うとうとしている
藤の犬

立花 一枝

隣保館俳句教室

万愚節や香具師絶品の
山崎一伸 啖呵売り

隣保館俳句教室 建部三由紀選

万愚節や香具師絶品の
山崎一伸 啖呵売り

隣のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促がこなわれます。また、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務者(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者とは被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主のことを指します。

◆保険料の免除制度
保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡などの不慮

の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ないなど保険料の納付が困難で、本人および配偶者、世帯主が一定の所得要件を満たした場合は、保険料の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」(50歳未満)があるので、健康福祉課 国民年金係に問合せください。

◆問合せ
・直方年金事務所
電話0949-22-0891
・ねんきんダイヤル
電話0570-0511165
・健康福祉課 国民年金係
電話26-11241



糸田町で暮らすと お得がいっぱい!!!



移住・定住促進支援制度

本町に移住・定住する皆さんを支援する様々な取り組みをおこなっています。
お得な情報が盛りだくさんです。いつでも、気軽に相談ください♪

<番号の説明>

- ①対象者
- ②事業内容
- ③問合せ

民間賃貸住宅家賃補助金

- ①本町に転入してから1年以内で、アパートなどの民間賃貸住宅に住む人[注1]
- ②住宅手当を除く家賃の半額を補助
上限2万円/月、最大2年間
- ③地域振興課 電話26-4025



民間賃貸住宅等建設費補助金

- ①R4.4.1以降に町内でアパートなどの賃貸住宅を建設に着手し、その所有者となる事業者(個人・法人問わず)[注1]
- ②賃貸住宅建設費の一部を補助。1戸あたり50万円、1棟あたり500万円
- ③地域振興課 電話26-4025

通勤・通学費補助金

- ①本町に転入してから1年以内で、定期券を使って通勤・通学する人[注1]
- ②定期券代の半額を補助
 - ▶通勤費補助：上限1万5,000円/月、最大2年間
 - ▶通学費補助：上限1万円/月、申請時点で在学する学校などを卒業するまで
- ③地域振興課 電話26-4025



出産祝金・育成奨励金

- ①本町に1年以上住所がある保護者
- ②【出産】第1子出産で3万円
第2子以降加算、上限は第5子以降で50万円
- 【育成】第5子以降の出産祝金をもらった人
小学校入学までに50万円
- ③子育て支援課 電話26-1233



結婚新生活支援補助金

- ①結婚して本町で新生活を始める、次のすべてに当てはまる世帯
 - ▶R4.1.1~R5.3.31に婚姻
 - ▶婚姻時点の年齢が夫婦ともに39歳以下
 - ▶夫婦の合計所得が400万円未満[注1]
- ②住居費&引越し費用などの一部を補助
 - ※夫婦ともに婚姻時の年齢が29歳以下の場合、上限金額60万円
 - ※夫婦ともに婚姻時の年齢が39歳以下の場合、上限金額30万円
- ③地域振興課 電話26-4025



空き家等バンク活用事業助成金

- ①空き家バンクを利用し、空き家を提供する人、および購入または貸借して居住する人
- ②▶成約奨励助成金
売買または貸借契約を締結した双方に5万円助成
- ▶リフォーム等費用助成金
町内事業者により家屋の改修をした場合、50万円を限度に助成
- ▶引っ越し費用助成金
引っ越しに要する費用に対し10万円を限度に助成
- ③地域振興課 電話26-4025



[注1]：記載以外にも細かな条件などがあります。詳しくは問合せください。